○国土交通省令第六十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第八条の二第一項、第十九条の四第一項、第十九条の二十二第一項、第十九条の二十四第一項、第十九条の二十五第一項、第十九条の三十五の三、第十九条の三十六及び第十九条の三十八の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途） **第十一条の五**　法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用するタンカーとする。 （燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶） **第十二条の十七の七**　法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。 （揮発性物質放出規制対象船舶） **第十二条の十七の十三**　法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。 一～三　（略） （オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外） **第十二条の十七の十五**　法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶とする。 2　（略） （法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶） **第三十三条の十二**　法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自衛隊の使用する船舶を除く。）とする。 一・二　（略）	（法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途） **第十一条の五**　法第八条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用するタンカーとする。 （燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶） **第十二条の十七の七**　法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。 （揮発性物質放出規制対象船舶） **第十二条の十七の十三**　法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物質を放出する貨物の積込みを行うもののうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。 一～三　（略） （オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外） **第十二条の十七の十五**　法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。 2　（略） （法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶） **第三十三条の十二**　法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶を除く。）とする。 一・二　（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特別の用途） **第一条の五の六**　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。	（特別の用途） **第一条の五の六**　法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。